

事 務 連 絡
令和 8 年 10 月 1 日

医療機関機能・病床機能報告、外来機能報告制度対象医療機関 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施等に係る取り扱いについて

平素から医療行政の推進について御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告については、「令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施について」（令和 8 年 9 月 18 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）により、その実施についてご案内したところです。

今般、報告事項及び報告基準等の変更に伴い、医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施期間を下記の通り変更することとします。

ご迷惑をおかけし誠に申し訳ありませんが、貴院におかれましては、御了知いただきますようお願いいたします。

記

1. 報告期間について

- 令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告については、報告期間を以下の通り変更いたします。

変更前	変更後
報告様式 1：令和 8 年 10 月 1 日～11 月 30 日	報告様式 1：令和 8 年 10 月 19 日～12 月 11 日
報告様式 2：令和 8 年 11 月 2 日～11 月 30 日	報告様式 2：令和 8 年 11 月 2 日～12 月 11 日

2. 報告再開までの留意点について

- 報告事項及び報告基準の整理が完了し、別途通知するまでの間、報告様式の作成及び報告データの提出は行わないでください。
- 報告対象となる診療実績その他の基礎資料については、後日の報告再開に備え、適切に保管してください。
- 報告再開に際し、報告事項及び報告基準の取り扱いについて整理した事項については改めて通知いたします。

以上